

経 済 要 録

国 内

◇10～12月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、10月17日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

61年7～9月のM2+C D平残の前年比伸び率は、+8.8%と前期(+8.5%)に比べ上昇する見込み。

10～12月については、概ね8%台の伸び率で推移する見通し。

◇金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の変更について

日本銀行は11月7日、金融機関の預貯金等の金利の最高限度および勤労者財産形成年金貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度ならびに特別国際金融取引勘定において経理される預貯金等および貸付に関する金融機関の金利の最高限度の定めをⅠのとおり変更し、61年11月25日(特別国際金融取引勘定において経理される預貯金等および貸付に関する金融機関の金利の最高限度の定めの変更については61年12月1日)から実施することを決定するとともに、同日以降のガイドラインとしての預金細目金利をⅡのとおりとすることを決定した。

Ⅰ 金融機関の預貯金等の金利の最高限度および勤労者財産形成年金貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度ならびに特別国際金融取引勘定において経理される預貯金等および貸付に関する金融機関の金利の最高限度の定め
(下線部分は今回改定、カッコ内は変更幅)

1. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度ならびに特別国際金融取引勘定において経理される預貯金等および貸付に関する金融機関の金利の最高限度の定め

(1) 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

期間の定めがある預金(期間

3か月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう) 年4.01%(-0.37%)

当座預金

無利息

納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む)

年1.01%(-0.12%)

その他の預金

年0.51%(-0.12%)

ただし、預入金額が3億円以上の期間の定めがある預金、譲渡性預金、外国政府、外国中央銀行および国際機関の非居住者円勘定の預金、貯金および定期積金、特別国際金融取引勘定において経理される預金、貯金および定期積金ならびに外国通貨建ての預金、貯金および定期積金については適用しない。

(2) 銀行の貸付の利率、手形の割引率および当座貸越の利率の最高限度

年15.0%

ただし、返済期限1年以上又は1件の金額百万円以下の貸付および手形の割引、特別国際金融取引勘定において経理される貸付ならびに外国通貨建ての貸出については適用しない。

(3) 実施日

イ、期間の定めがある預金の利率および利回りの最高限度ならびに納税準備預金およびその他の預金の利率の最高限度の変更

昭和61年11月25日

ただし、昭和61年11月24日までに受け入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては当該期間満了まで、その他の預金(預金契約において、一定の据置期間および払戻しについての一定の予告期間の定めがあるものに限る。)については昭和61年12月24日までは、なお従前の例による。

ロ、特別国際金融取引勘定において経理される預貯金等および貸付に関する金融機関の金利の最高限度の定めの変更

昭和61年12月1日

2. 勤労者財産形成年金貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度

(1) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1

号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)に係る預金または貯金であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同条第11項の規定により当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)に係る利率の最高限度は、上記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項の規定にかかわらず年4.76%(-0.12%)とする。

(2) 実施日

昭和61年11月25日

ただし、当該貯蓄に係る期間の定めが2年の預金または貯金(期限前払戻しの場合を除く。)のうち、昭和61年11月24日までに受け入れたものについては、当該預金または貯金に係る期間満了までは、なお従前の例による。

3. 金融機関が、上記1.(3)イ、の金利の最高限度の変更日以降大蔵大臣が別に定める日から1年を経過する日の前日までの間に、福祉年金等の受給者(昭和61年2月18日大蔵省告示第20号に規定する者をいう。)から1人につき200万円の範囲内で受け入れる期間1年の定期預金または定期貯金および上記受給者から1人につき掛金総額50万円の範囲内で受け入れることを約する定期積金であって第1回目の掛金を上記期間中に受け入れるものについては、その金利を臨時金利調整法に基づく金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定め適用除外とする。

Ⅱ 昭和61年11月25日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(下線部分は今回改定、カッコ内は変更幅)

1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(1) 期間の定めがある預金

定期預金

期間3か月のもの	<u>年1.76%</u> 以下(-0.37%)
期間6か月のもの	<u>年3.01%</u> 以下(-0.37%)
期間1年のもの	<u>年3.76%</u> 以下(-0.37%)
期間2年のもの	<u>年4.01%</u> 以下(-0.37%)

ただし、

イ. 期間2年のものの1年

を経過した日に行われる 年3.01%以下(-0.37%)
中間利払の利率

ロ. 期限前払戻しの場合の預入期間中の利率

(イ)預入期間が6か月未満の場合	当該払戻しが行われる日の普通預金の利率以下
(ロ)預入期間が6か月以上1年未満の場合	<u>年2.26%</u> 以下(-0.37%)
(ハ)預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	<u>年2.76%</u> 以下(-0.37%)
(ニ)預入期間が1年6か月以上の場合	<u>年3.51%</u> 以下(-0.37%)

ハ. 期限後利率

(イ)現払いの場合(他預金への振替を含む)	当該現払いが行われる日の普通預金の利率以下
(ロ)定期預金または据置貯金に継続書替えの場合	継続預入後の定期預金または据置貯金の当該継続書替えが行われる日の利率

据置貯金 定期積金

定期預金の利率に準ずる
年2.28%以下
ただし、期限前払戻しの場合の預入期間中の利回り

(2)当座預金	無利息
(3)納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む)	<u>年1.01%</u> 以下(-0.12%)
ただし、納税目的以外の事由により払出しのあった場合の、その払出しの属する利息計算期間中の利率	普通預金の利率以下

(4) その他の預金

普通預金および普通貯金	<u>年0.26%</u> 以下(-0.12%)
通知預金	<u>年0.51%</u> 以下(-0.12%)
ただし、据置期間中に払戻しがあった場合の預入期間中の利率	当該払戻しが行われる日の普通預金の利率以下
別段預金およびその他の雑預金	<u>年0.26%</u> 以下(-0.12%)

2. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会および水産業協同組合の預貯金等の最高金利で、金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるも

のについては、さしあたり上記1.の利率ならびに利回りに、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%、納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25%を加えたものとするができる。

3. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記1.にかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年2.26%以下(-0.37%)、期間6か月以上のものについては年3.26%以下(-0.37%)とする。

4. 経過措置

上記1.、2.および3.にかかわらず、昭和61年11月24日までに受入れた預金、貯金のうち、期間の定めがあるものについては当該期間満了まで、その他の預金のうち通知預金については、昭和61年12月24日までは、なお従前の例による。

◇郵便貯金利率の変更について

政府は11月14日、郵便貯金利率を以下のとおり変更し、61年11月25日から実施することを閣議決定した(「郵便貯金法施行令の一部を改正する政令」は11月18日付で公布)。

郵便貯金利率

(単位・年%)

	変更後	変更前
通常郵便貯金	1.68	1.80
積立郵便貯金	据置き	2.64
定額郵便貯金		
6か月以上1年未満	2.26	2.63
1年以上1年6か月未満	2.76	3.13
1年6か月以上2年未満	3.51	3.88
2年以上2年6か月未満	3.86	4.23
2年6か月以上3年未満	3.91	4.28
3年以上	4.01	4.38
定期郵便貯金		
6か月	3.01	3.38
1年	3.76	4.13
住宅積立郵便貯金		
〔住宅金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
3年	据置き	4.20
4年		4.44
5年		4.68
〔住宅金融公庫等から貸付を受けない場合〕		
3年	据置き	3.12
4年		3.36
5年		3.60
進学積立郵便貯金		
〔国民金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
2年以下	据置き	2.28
2年1か月以上		2.52
〔国民金融公庫等から貸付を受けなかった場合〕		
2年未満	据置き	2.52
2年		2.64
2年1か月以上		2.76

◇短期貸出標準金利等の引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行(銀行勘定)および長期信用銀行は、短期貸出標準金利等を次のとおり引下げ、11月25日から実施した(11月7日発表)。

短期貸出金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
信用度の特に高い手形の割引および貸付(標準金利)	3.75	4.125
その他の手形の割引ならびに貸付	5.5	5.875
当座貸越	6.5	6.875

◇政府短期証券割引歩合の引下げ

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引下げ、11月17日発行分から実施した(11月14日発表)。

政府短期証券割引歩合(60日もの)

(単位・年%)

	変更後	変更前
割引歩合	2.875	3.375
応募者利回	2.888	3.393

◇割引国債の発行条件改定

政府は割引国債の発行条件を次のとおり改定し、11月債から実施した(11月10日決定)。

割引国債の発行条件

	変更後	変更前
発行価格(円)	77.75	78.50
応募者利回(%)	5.162	4.960

◇長期国債等の発行条件改定

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、11月債から実施した(長期国債は11月10日、政府保証債、公募地方債は11月14日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	5.4	5.1
	発行価格(円)	99.00	97.00
	応募者利回(%)	5.555	5.567
政府保証債	表面利率(%)	5.6	5.6
	発行価格(円)	98.00	97.50
	応募者利回(%)	5.918	6.000
公募地方債	表面利率(%)	5.6	5.7
	発行価格(円)	98.00	98.25
	応募者利回(%)	5.918	5.979

◇事業債の発行条件改定

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し11月債から実施した(11月14日決定)。

事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	5.8	5.8
	発行価格(円)	98.00	97.75
	応募者利回(%)	6.088	6.125